

## 海外文献紹介

# 年金制度の改正

(カナダ)

### I

カナダの公的年金制度は大きく分けて三つの制度により構成されている。

老齢保障年金制度は定額の年金を一定の居住条件を満たすすべての65歳以上老人に、一切の所得調査なしに支給する制度である。年金額は物価に応じて毎年引き上げられ、1975年4月では月額1人123.42カナダドルとなっている。

保証所得補足制度は所得調査にもとづいて老人に一定額までの所得を補足する制度で、老齢保障年金の受給者がその対象となる。この最高額も物価スライドされているが、1975年4月では、単身者で、月86.57カナダドルであった。

カナダ年金制度は退職年金、遺族年金、廃疾給付を被保険者やその遺族に支給する社会保険制度で、被保険者の拠出にもとづいて所得比例の諸給付が支給されている。類似の制度を独自に運営しているケベック州を除いてカナダ全土に適用され、一定の所得以上の被用者と自営業者に強制適用されている。1965年に制定され、10年の経過期間の後、1976年から完全年金が支給されることになっているが、物価や賃金水準の上昇が当初予想されていた率を大幅に上回ったため、1976年の制度成熟期を前に制度の見なおしがなされた。

ここでは、1974年11月に制定され1975年1月より実施に移されたカナダ年金制度の改正法の内容を紹介する。

### II

改正点の一つは、保険料ならびに給付額の算定の基礎となる所得の上限に関するものである。

制度が発足した当初、上限所得額は当時の平均稼得年額に相当する、5,000カナダドルに定められていた。この上限額は経過期間の10年については、年2%を限度として物価の上昇にスライドして毎年引き上げられ、1976年からは賃金、報酬の上昇にスライドされることになっていた。

物価や賃金の上昇がゆるやかであれば、この方式でも、上限所得額はある程度賃金の一般的な水準に見合うものとなり、それをもとに算定される年金額も生活水準の上昇にある程度対応することが出来たに違いない。しかし、物価が1966年から1973年にかけて35%上昇し、平均稼得額に至ってはこの間66%も上昇するという状況の下では、年2%の引き上げ枠を設定された上限所得額の伸びは、とうてい生活水準に対応できるものではなかった。上限所得額はこの間年5,000カナダドルから年5,600カナダドルと、単に12%しか引き上げられておらず、1973年の5,600カナダドルは同年の平均稼得年額の67%の水準でしかなかったのである。

こうした状況に対処するため、すでに1973年の改正で、上限所得額は1974年6,600カナダドル、1975年7,400カナダドルと、2年で1,800カナダドルの大額な引き上げが実施された。これにより、たとえば退職年金の最高月額は1973年年初受給開始者の80.20カナダドルから、1974年年初受給開始者98.33カナダドル、1975年の場合は122.50カナダドルと引き上げられることになった。

これとならんとスライド率年2%の枠も撤廃され、既裁定年金額の引き上げも、物価の上昇をすべて反映するよう改正されている。

こうした改革をさらに一步進めたのが1974年の改正である。これにより、1976年以降もとりあえず年12.5%の率で上限所得額を引き上げてゆくことが定められ、上限所得額が平均稼得額の水準に追いついた段階から自動スライド制に切りかえられることになった。

### III

1974年の改正で、上限所得額の引き上げとならんと下限所得額の引き下げも

実施された。下限所得額とは被用者や自営業者の年収がその額を下回る場合に拠出できなくなる基準額で、これまで上限所得額の12%の水準（100カナダドル未満を切捨て）に定められていた。今回の改正はこれを上限所得額の10%の水準に改めたもので、1975年の下限所得額を例にとると、年800カナダドルが年700カナダドルに引き下げられたことになる。

この措置により、より多くの低所得者層がカナダ年金制度に加入できることになったわけである。

## IV

カナダ年金制度の退職年金は、70歳以上の被保険者については退職と否とにかかわらず支給されていたが、65歳以上70歳までの被保険者には退職を条件として支払われていた。すなわち65歳以上70歳未満の者で稼得のある者は、その額に応じて退職年金が減額されていた。

今回の改正はこれを改め、65歳以上の被保険者はすべて完全年金を受けることができるよう定めている。そして65歳になっても退職せず、引き続き保険料を拠出し、年金受給を延長する者には増額された年金が支払われることになった。

この措置により、1975年で約35,000の老人の年金額を増加することができる」と政府は推計している。

## V

このほか遺族年金の給付条件が改められ、女性被保険者の遺族にも男性被保険者の遺族と同様の条件で、夫婦年金、孤児年金が支払われるようになっている。

以上のような改正が、カナダ年金制度の各種給付受給者を増加し、その給付額を改善する上で何らかの効果を持つものであることはいうをまたない。しかしその効果を過大に評価することは危険である。それは各種年金制度の中でカ

ナダ年金制度のしめる役割がそもそも非常に限られたものでしかないからである。

1974年の老齢保障年金受給者は186万人であったが、そのうち108万もの老人が所得調査とともに保証所得補足を受給しており、これに対して所得比例の退職年金を受給していた者の数はカナダ年金制度が36万人、ケベック年金制度が10万人にすぎなかったのである。また、経過期間中で完全年金に達していないとはいっても、カナダ年金制度の退職年金平均月額は1974年12月で、月44カナダドルにすぎなかった。

多くの老人が所得調査とともに各種給付に依存せざるを得ないという現状は、しばしば問題視されてきたところではあるが、今度の改正をもってしてもそれほど改善されないであろう。

Robert W. Weise, "Canada Pension Plan Amended",  
Social Security Bulletin, Aug. 1975, Vol. 38, No. 8,  
pp. 34-39.

(一圓 光弥 健保連社会保障研究室)

## 職員疾病金庫の財政状況と

## 年金受給者疾病保険の財政対策

(西ドイツ)

西ドイツの疾病保険も医療費の増大にともない財政状況は悪くなってきていく。とくに年金受給者を対象とした疾病保険部門の財政状況が悪いために各疾病金庫では保険料を引き上げたり、年金保険からの財源繰入れを増やすなどの財政対策を講じざるをえない状況にある。以下は、これまで比較的財政状況が